

燃料費調整のお知らせ

1. 燃料費調整の実施について

平成30年2月の貿易統計値（原油、海外炭の価格）が公表されたことに伴い、平成29年12月～平成30年2月の平均燃料価格が確定いたしましたので、平成30年5月分電気料金に適用する燃料費調整の内容をお知らせします。

2. 算定諸元

平成26年11月1日実施の電気供給約款等に基づく諸元

	平成29年11月～平成30年1月 実績値	平成29年12月～平成30年2月 実績値
平均原油価格	43,713 円/kI	45,503 円/kI
平均海外炭価格	11,811 円/t	11,946 円/t
平均燃料価格	29,800 円/kI	30,800 円/kI

3. 燃料費調整単価表

燃料費調整単価は消費税等相当額を含んでおります。

低圧供給（100Vまたは200V）のお客さまの場合

・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法 = 燃料費調整単価 × 使用電力量（kWh）

区 分		平成30年4月分	平成30年5月分	増 減
従量電灯 A	1 契約最初の 9 kWh まで	12 円 87 銭	11 円 16 銭	1 円 71 銭
	9 kWh をこえる 1 kWh につき	1 円 43 銭	1 円 24 銭	0 円 19 銭
上記以外	（ 従量電灯 B・C、エネとく L プラン B・C、エネとく M プラン B・C、 Web・e プラス B・C、e タイム 3 プラス、ドリーム 8、低圧電力など 供給電圧が 100 ボルトまたは 200 ボルトの場合 ）	1 円 43 銭	1 円 24 銭	0 円 19 銭

・定額制供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法 = 電灯および小型機器などの燃料費調整単価の合計

区 分		平成30年4月分	平成30年5月分	増 減
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯			
	10W までの 1 灯につき	5 円 56 銭	4 円 81 銭	0 円 75 銭
	10W をこえ 20W までの 1 灯につき	11 円 11 銭	9 円 61 銭	1 円 50 銭
	20W をこえ 40W までの 1 灯につき	22 円 22 銭	19 円 22 銭	3 円 00 銭
	40W をこえ 60W までの 1 灯につき	33 円 34 銭	28 円 83 銭	4 円 51 銭
	60W をこえ 100W までの 1 灯につき	55 円 56 銭	48 円 05 銭	7 円 51 銭
	100W をこえる 1 灯につき 50W までごとに	27 円 78 銭	24 円 03 銭	3 円 75 銭
小型 機器	50VA までの 1 機器につき	16 円 60 銭	14 円 36 銭	2 円 24 銭
	50VA をこえ 100VA までの 1 機器につき	33 円 19 銭	28 円 70 銭	4 円 49 銭
	100VA をこえる 1 機器につき 50VA までごとに	16 円 60 銭	14 円 36 銭	2 円 24 銭
臨時電灯 A （1 日につき）	総容量が 50VA までの場合	0 円 44 銭	0 円 38 銭	0 円 06 銭
	総容量が 50VA をこえ 100VA までの場合	0 円 90 銭	0 円 77 銭	0 円 13 銭
	総容量が 100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	0 円 90 銭	0 円 77 銭	0 円 13 銭
	総容量が 500VA をこえ 1 kVA までの場合	8 円 96 銭	7 円 75 銭	1 円 21 銭
	総容量が 1 kVA をこえ 3 kVA までの場合 1 kVA までごとに	8 円 96 銭	7 円 75 銭	1 円 21 銭
臨時電力	契約電力が 0.5kW の場合、1 日につき	4 円 71 銭	4 円 07 銭	0 円 64 銭
	契約電力が 1kW 以上の場合、1kW 1 日につき	9 円 41 銭	8 円 14 銭	1 円 27 銭
深夜電力 A	1 契約につき	143 円 06 銭	123 円 72 銭	19 円 34 銭
農事用電力 （脱穀調整用電力）	契約電力が 0.5kW の場合、1 日につき	2 円 35 銭	2 円 04 銭	0 円 31 銭
	契約電力が 1kW の場合、1 日につき	4 円 71 銭	4 円 07 銭	0 円 64 銭
	契約電力が 2kW の場合、1 日につき	9 円 41 銭	8 円 14 銭	1 円 27 銭
	契約電力が 3kW の場合、1 日につき	14 円 11 銭	12 円 20 銭	1 円 91 銭
	契約電力 3kW をこえる 1kW ごと、1 日につき	4 円 71 銭	4 円 07 銭	0 円 64 銭

供給約款等以外の供給条件（定額電灯および公衆街路灯 A の料金についての特別措置）により設定

離島供給約款および電気最終保障供給約款の適用を受けるお客さまも、契約種別に応じて上記と同様の単価が適用になります。

高圧（6,000V）および特別高圧（30,000Vまたは60,000V）供給のお客さまの場合

調整額算定方法 = 燃料費調整単価 × 使用電力量（kWh）

区 分		平成30年4月分	平成30年5月分	増 減
高圧供給	（ 業務用電力、高圧電力など 供給電圧が 6,000 ボルトの場合 ）	1 円 38 銭	1 円 19 銭	0 円 19 銭
特別高圧供給	（ 業務用電力、特別高圧電力など 供給電圧が 30,000 ボルトまたは 60,000 ボルトの場合 ）	1 円 33 銭	1 円 15 銭	0 円 18 銭

離島供給約款および電気最終保障供給約款の適用を受けるお客さまも、供給電圧に応じて上記と同様の単価が適用になります。